

平成29年 杵藤地区広域市町村圏組合議会全員協議会 会議録第1号

招集年月日	平成29年11月13日					
招集の場所	杵藤地区広域市町村圏組合議場					
開閉の日時	開 会	平成29年11月13日	午後1時58分	議 長	田口 好秋	
及び宣告	閉 会	平成29年11月13日	午後2時6分	議 長	田口 好秋	
出席議員 欠席議員	番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
	1番	北川政次	○	10番	水川一哉	○
	2番	末藤正幸	○	11番	永尾光次	×
	3番	川原千秋	○	12番	山田恭輔	○
	4番	藤田洋一郎	○	13番	西原好文	×
	5番	松尾勝利	○	14番	田島健一	○
	6番	徳村博紀	○	15番	片渕栄二郎	○
	7番	谷口太一郎	○	16番	岩島正昭	×
	8番	田口好秋	○	17番	坂口久信	×
出席 欠席	9番	梶原睦也	×			
会議に出席 した者の職 及び氏名	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	管 理 者	小松政	○	消 防 長	土井稔康	○
	副 管 理 者	樋口久俊	×	消防次長兼予防課長	吉岡和久	○
	事 務 局 長	中島剛	○	消 防 次 長	山田浩則	○
	会 計 管 理 者	牟田由紀子	×	消防本部総務課長	嶋江克彰	○
	事務局次長兼総務課長兼 環境施設課長	永尾淳一	○	消防本部警防課長	池田真二	○
	電子計算センター所長	池田吉雄	○	消防本部通信指令課長	國廣政秀	○
	介護保険事務所長兼 総務管理課長	緒方俊裕	○	杵藤クリーンセンター所長	棚町信也	○
介護保険事務所業務課長	寺山理津子	○				
議事日程	別紙のとおり					
会議付議事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

〔 全 員 協 議 会 〕

午後 1 時58分 開会

○議長（田口好秋君）

皆さんこんにちは。お集まりの皆さん方には大変お忙しいところ御出席いただきまして、本当に御苦労さまでございます。

それでは、ただいまより臨時会を開催いたしますが、臨時会を開催する前に、まず、全員協議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

まず初めに、事務局長のほうから説明をお願いします。

○事務局長（中島 剛君）

御苦労さまです。事務局のほうから報告をいたします。

本日、副管理者が欠席でございます。農林水産大臣が来佐をされておまして、その対応に当たらないといけないということで、急遽そういう突発的な事項が発生をいたしましたので、欠席ということでございます。御了承いただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（田口好秋君）

それではまず、指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定取消等に係る裁判の判決について報告をいたします。

執行部より説明をお願いします。

○介護保険事務所長（緒方俊裕君）

それでは、私のほうから御報告させていただきたいと思います。

全員協議会資料を御参照いただきたいと思います。

指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定取消等裁判の判決についてでございます。

1 枚お開きいただければと思います。

去る平成29年10月27日に、佐賀地裁において、これまで争っておりました3件の事件について判決が下されました。

これにつきましては、議員の皆様方にも速報ということで、この判決の概要という文書を送らせていただいたところでございます。

本日は、この内容についてと今後のことについて御説明をさせていただきたいと思います。

まず、3件のうちの1件目、処分差止請求事件でございますが、こちらにつきましては、本組合が原告に対して行った事業所の指定取消処分を取り消せというふうな事件でございます。これにつきましては、原告の請求棄却というふうなことで、内容的なものに若干の裁判所と当組合の判断とのずれといいますか、見解の相違等もございましたけれども、全体といたしましては棄却という形で、完全勝訴という形でございます。

続きまして、2件目の行政処分取消請求事件でございますけれども、こちらにつきましても、指定処分取消とあわせて行った介護給付費の返還命令処分を取り消せというふうな事件でございます。これにつきましては、2年間さかのぼることができるんですけれども、当方が2年間分の不正請求があったというふうなことを認定いたしまして、請求したところでございますが、その間に1回だけ指定更新手続というのを行っております。指定更新に際しましては、直近3カ月分の書類を確認いたしまして、指定更新を1回、当組合のほうが行ったということでございます。ただし、前後が全く書類の整備ができていなかったということで、その3カ月分も含めて、これは書類だけの整備であって実際上はできていないというふうな判断のもとに、2年間丸々の返還命令を出していたわけですが、裁判所のほうにおいては、その3カ月分においては書類がそろっているというふうなことで、それを覆すだけの根拠は見当たらないというふうなことがございまして、その3カ月を抜いたあとの1年と9カ月分は確かに不正請求であるというふうなことで認定をいただきました。その部分の差額が451万5,689円ということでございます。

続きまして、3件目でございますけれども、国家賠償請求事件でございます。これにつきましては、当方の行いました手続等々が違法性が高いというふうなことで、相手のほうからこの分についても国家賠償請求、それによって我々がこうむった損害を賠償せよというふうな事件でございますけれども、棄却ということで、こちらも完全勝訴という形になってございます。

今後のことということで、一番下の行に書いておりますけれども、実は動きがございまして、1審につきましてはこれで判決が出たわけでございますけれども、1審の判決文を受領後、2週間以内に控訴ができるというふうなことになってございます。それについては、先週末、金曜日の夕方に相手側のほうから控訴がなされたということでございます。その控訴についての内容はまだ、控訴後、地裁のほうから高裁のほうに全書類を移管した後に、その

後50日間の間で相手のほうが詳細な控訴の内容を示すというふうになっておりますので、現状では控訴をするという意味だけが示されたという状況でございます。

当方も、原告側の控訴ということでございますので、当然のことながら継続して第2審のほうも争っていかなくてはいけないというふうなところでございます。

以上、経過報告も含めて御報告をいたします。

○議長（田口好秋君）

ただいまの説明に対して、何か御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

質疑がないようですので、以上で終わります。

次に、今11月臨時会の会期日程及び議事日程につきまして御協議をお願いいたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長（中島 剛君）

お手元に配付をしております議事運営事項によりまして御説明申し上げます。

議事運営事項をお願いいたします。

まず、会期日程につきましては、会期は本日11月13日の1日間といたします。

日程は、次のページの議事日程をごらんください。

本日の議事日程は、日程第1．会議録署名議員の指名、日程第2．会期の決定、日程第3．議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）を受けまして、日程第4から日程第6までの議案審議、日程第7．報告というふうになっております。

なお、議案審議につきましては、質疑、討論を経て、採決をお願いするものでございます。

以上で今臨時会の会期日程及び議事日程につきましての説明を終わります。よろしく御願い申し上げます。

○議長（田口好秋君）

会期日程及び議事日程について、ただいま説明のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議なしと認めます。よって、説明のとおり決定いたします。

これをもちまして全員協議会を終わります。

午後 2 時 6 分 閉会